

大阪市立大学【法学部・法学研究科、法曹養成専攻】

日 時 平成24年7月17日（火） 13:00～14:30

場 所 全学共通教育棟2階 会議室

出席者 <新大学構想会議>

矢田委員（座長）、上山委員、大嶽委員、尾崎委員、野村委員、吉川委員

<大阪市立大学>

法学研究科 野田昌吾研究科長、永井史男教授、渡邊賢法曹養成専攻長

■大阪市立大学から資料に基づき概要を説明

（大阪市立大学）

「法学部・法学研究科の現状と展望」という資料に沿ってお話します。

まず、法学部の理念についてですが、学部については、法曹を目指し法科大学院に進学する学生にはそのための基礎的能力を習得させつつも、学部教育全体としては、より広く社会科学的素養と法的思考力・リーガルマインドを身につけ、民主主義社会の担い手となる人材を養成すること、としております。

大学院では、法曹養成専攻＝ロースクールとともに、従来からの大学院、法学政治学専攻というふうに名前がなっておりますけれども、そちらの理念についてご説明しますと、研究者養成という従来からの目的を堅持しながら、大学院教育に対する新たなニーズにも対応するために、前期博士課程を、複雑な社会現象を的確に把握し、解決策を提示する専門的な法知識と高度な応用能力の習得を目的とする独自の教育課程である、ととらえなおして、研究者志望、専門職業人志望の双方を想定した教育を行っております。

共通データについて、入試に関してですが、志願者数は、平成18年をピークにかなり下がってきております。ただ、センター試験の得点などを見ましても、合格者の質は維持されていると思います。

その分析ですが、全国的に共通することですが、法科大学院発足時点の期待が反転しまして、法学部人気は低下傾向にあります。京都大学をはじめとする関西の国立大学でも同様の傾向を示しております。そういう傾向の中で、市大も苦しんでいるという状況でございます。それから、今年度から、センター試験の教科別配点を変更したことが影響しているかもしれません。これは今年から始めたことですので、検証が済んでいませんが、国語、数学、外国語の配点比重を各々1.3倍に増やしまして、地歴と公民は、それまで国語、数学、外国語と同じ配分だったものを、地歴と公民合わせて、外国語などと同じ配点にしましたので、これまでの半分の配点になったことから、私学文系を視野に入れた社会科の得意な学生が敬遠したのかもしれません。

就職についてですが、年によってかなり変動がございますが、就職を希望している者のうち、行き先が決まっていない者の1/3～1/4は、公務員試験や国家資格受験予定者が占めております。同様の状況は神戸大学でも確認されておまして、京阪神の国公立大学の法

学部で共通する事項ではないかと分析しております。

続きまして、他大学との比較による分野的特徴ですが、教員数を表にしております。大阪大、神戸大、それから関関同立のうち、法学部の教員が最も少ない関西大学を参考例としております。市大法学部は、特任教員1名を含めて35名で、学部、従来型の大学院、さらに法科大学院の教育を行っております。それに対して、大阪大は54名、法学部法学科のみの数字です。現在大阪大には国際公共政策学科がございまして、別途34名の教員が所属しております。大阪大は54名で学部、大学院、ロースクールの教育を行っております。それから、神戸大学は60名。大阪大、神戸大は、法科大学院を設置した際に大幅増員をしております、このような数になっております。

関西大では53名ですが、これにはロースクール担当の教員は含まれておりません。関西大は、法学部とは別組織でロースクールを設置しておりまして、30名の教員が所属しております。市大法学部は、教員数がかかなり小規模で、オーソドックスな科目配置である、という状況です。

法科大学院と一体型の法学部としては、極めて少数の教員で運営しております。元々市大法学部は、基礎法、外国法、政治学、行政学といった分野を重視してまいりました。ただ、教員定数の2割カットをしてきた中で、新たに設置したロースクールを維持するために、基礎法、外国法、政治学、行政学のスタッフを若干削りまして、ロースクールの維持にやりくりしてまいりましたので、伝統的な分野的特徴が弱まってきております。ロースクールでは司法試験受験科目に手厚い教育をする必要がありますけれども、実定法分野では、憲法、行政法、刑事訴訟法、民事訴訟法の担当者が1名のみとなっており、やりくりをしていても、非常に厳しい運営を迫られております。

このように、近辺の国立大学、さらには大手私立大学と比較しましても、かなり小規模なメンバーで教育研究、地域貢献を行っておりますが、どういうことを行っているかということ、簡単にご紹介いたします。

主な産官学連携、社会地域貢献の取組、その成果ということですが、まず、産官学連携、社会地域貢献の取組としましては、各種委員会、国、自治体あるいはその他公益団体の審議会、各種委員会の委員になっている教員が、この3年間でべ82名となっております。国の法制審議会をはじめ、内閣府の研究会、地方自治体の各種審議会委員、大阪府の労働委員会の公益委員等、の委員を務めております。

大阪市大法学部・法学研究科の特徴的な社会地域貢献としましては、無料法律相談をしております。これは毎週1回、教員の指導のもとで、学生が市民からの法律相談に応じるもので、昭和26年から行っており、60年以上の歴史を持っております。春と秋には、出張して、遠隔地の市民の法律相談にも応じております。なお、この法律相談のメンバーの学生からは、多数の弁護士、裁判官等を輩出しております。そういう意味で、教育、地域貢献、キャリア形成の3つの目的を兼ね備えたユニークな取組みであろうと自負しております。相談件数は資料のとおり、例年200件前後でございます。

もうひとつは、同じく法律相談ですが、中小企業法律相談を平成17年から実施しております。元々、平成16年に文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに応募しまして、中小企業法認証教育システムという事業に基づいて、平成17年4月に法学研究科に中小企業法律支援センターを設立しました。その事業として、大阪市内とその周辺に多数存在します中小企業関係者の法的ニーズに応えるための法律相談を実施しております。さらにこの法律相談は、ロースクールの正規の教育プログラムにも取りこまれております。まさに臨床教育システムという性格を持っております。相談件数は、この間若干下がっておりますが、資金面の手当てが減ってきておりまして、相談に応じる機会が減っている状況でございます。

国際貢献につきましては、国際政治の永井教授がJ I C Aの対自治体間協力による公共サービス提供能力向上プロジェクト委員として、10年以上にわたって活躍されておりますし、民事訴訟法の高田教授が、カンボジアに対する法整備支援事業に平成12年から携わっておりまして、この貢献に関して、カンボジア王国から友好勲章をいただいております。

それから大学間連携に関してですが、この間、ロースクールの設置ということもあって、関西の国立大学、関関同立の法学部において、基礎法、比較法の研究が手薄になっているということで、若手研究者の育成を目的として、ドイツ法の守矢教授がドイツ法フォーラムを大学コンソーシアム大阪で開催しておりまして、この取組に対して、ドイツ政府から功労勲章をいただいております。それから、司法試験考査委員に過去2年ですが、民事訴訟法の高田教授、民法の高橋教授が務めております。司法試験の問題作成や採点に関わっております。

それから、法学部として強調しておきたいとおもいますが、法曹を多数輩出しております。大阪市立大学法学部、大学院法学研究科、さらには法科大学院の卒業生で、法律家になっている卒業生は、有恒法曹会という団体に加盟しております。現在会員が620名、大阪弁護士会を中心に活躍している方が多いと聞いております。大阪弁護士会の会員数は、3,862名となっておりますので、6人に1人が市大出身者というプレゼンスを誇っております。過去、有恒法曹会から日本弁護士連合会の会長1名、大阪弁護士会の会長5名を輩出しております。

さらに、大学院に中国からたくさんの留学生が経済法や民法、商法を勉強に来られていますが、そういった中国人留学生から、上海を中心に活躍する法曹を多数輩出していることを申し添えます。

続きまして、科学研究費補助金ですが、過去3年間の採択件数等を資料に記載しております。件数は年々増加しておりまして、採択件数の対教員比でいいますと、3年前は52.9%であったものが、昨年度は102.9%、教員数よりも採択件数が多くなっております。

続きまして、これまでの改革の取組です。ごく最近のものに絞ってご紹介いたします。平成16年度に法科大学院・大学院法曹養成専攻を設置しました。これに伴って、従来の大学院を改組いたしまして、公法学専攻と民事法学専攻の2専攻体制を、法学政治学専攻に

一本化しました。これに伴い、大学院定員も、前期課程を25名から15名、後期課程を8名から10名とみなしております。

それから、近年特に強調しておきたいのは、ロースクール設置後しばらくは、その維持発展のためにかなりの労力を要しておりましたが、そのために手薄になっていた学部教育に力を入れております。平成20年度には、一回生向けの基礎演習を再開しております。平成22年度にはスタッフが手分けして基礎演習向けの教材を作成して学生に配布しております。平成21年度には、学部学生の学習支援に向けた取り組みを始めました。学習相談体制の整備、学生論文コンクールを実施し、学生にどんどん研究してもらおうという体制を始めました。さらに、ゼミ幹事会を組織して、学生のキャンパスライフの充実、課外活動の充実と、それを学習につなげようという取組を平常的に行っております。さらにこのゼミ幹事会の代表を集めて、学部教育に関する学生の意見を聴取し、FD活動と連携するという取り組みを平成22年度から始めております。

それから、学部第二部の募集停止に伴い、平成22年度から、学部第一部の定員をふやしました。同じく平成22年度には、学生各自のキャリアデザインを見据えた段階的体系的履修を意識させるための新しい3コース制を実施しました。司法コース、行政コース、企業国際コース、という3コースで、体系的な履修と、それをキャリアデザインにつなげていく試みを行ってまいりました。

最後に、各部局の特徴的な取組ですが、学部については、オーソドックスながらも社会科学の基礎全般に配慮した法学政治学教育の実施、これにつきるかとおもいます。少人数教育、これも大きな特徴ですが、教員一人当たりの学生数が23.2人、阪大・神戸大と比べますと見劣りしますが、大阪大、神戸大はロースクール開設に伴い大幅教員増をしております。それに対して市大は若干増員しておりますが、その分が帳消しになるほどの定員削減がございまして、カットが無ければ、大阪大並みであったことは強調しておきます。

専門演習の4単位を必修にしております。これは大阪大と同じ、神戸大は、政治行政コースのみ2単位必修となっているようです。演習開講数は第一部23、第二部5で、68%の教員が開講しております。計算上は学生14人に1つのゼミとなっておりますが、実際には、4～6人のゼミもかなりありまして、密な教員との研究教育がおこなわれております。大阪大は教員比63%の開講数となっております。少人数ということですが、学習相談体制、成績のかんばしくない学生の早期チェック体制を近年整えております。学生の自主的企画、講演会、スポーツ大会の企画であったり、ゼミ生によるゼミ生のためのゼミ紹介という企画を学生がやろうということに対して支援をおこなったりしております。

大学院についても、少人数教育でアカデミックなトレーニング、研究者養成にかなり力を割いてきました。小規模大学院ながらコンスタントに優れた研究者を輩出しております。過去10年に大学院法学政治学専攻から大学教員になったものは29人です、内訳は国立大学に9人、私立大学に11人、公立大学に3人。私立大学11人のうち、2名は数年後に九州大学に転任しております。

研究ですが、数年前に研究水準の高さについて外部評価で評価いただいております。

外部評価では、法学部法学研究科の教員採用手続きが公正かつ慎重であることの証であると評価いただきました。特徴としては、基礎法・比較法・政治学研究が伝統的に強く、とりわけドイツ法研究がさかんで、そのメッカの一つとなっております。そうした基礎研究を基盤としまして、優れた実定法研究を生産してきたのが大阪市立大学の法学部です。

ドイツ法研究が盛んであると申しましたが、ドイツのフライブルク大学との間で、20年以上にわたって、日独法学シンポジウムを定期的で開催しております。フライブルク大学はドイツの有数の法学部であり、ヨーロッパでも有数の法律学研究機関です。そのフライブルク大学と市大との間で往復する形で数年に一度シンポジウムを開催し、その成果について日本語とドイツ語の両言語で出版している、これも特筆すべき成果と考えております。

外部評価でも、日本を代表する比較法研究者である五十嵐清先生から、「信じがたい業績。このために費やされたエネルギーの量を考えると、他になにも業績がなくても法学研究科として十分に存在意義がある。」との過分なおほめの言葉をいただいております。なお、五十嵐先生は最近出された比較法の標準的な教科書「比較法ハンドブック」において、このシンポジウムについて日本を代表する取組として言及いただいております。こういったシンポジウムの合間を縫うように国際シンポジウムを平成15年に開催し、その成果をまた出版しております。

さらに、日本を代表する法学政治学ジャーナルである法学雑誌を年4冊発行しております。それから、毎年1冊法学叢書を発行しております。それから、過去5年の研究に係る受賞歴を資料に乗せております。これをみましても、実力本位で全国から研究者を集めていることがお分かりいただけるかと思います。

それから、学会理事についても過去3年、網羅的ではありませんが、資料に掲載しております。過去3年に限っても、教授に占める理事の割合は48%、2名に1名は学会を代表する役職についております。

展望ですが、世界史的転換期にある今日、社会科学的素養と法的思考力を身に付けた民主主義社会の担い手の育成、あるいは、複雑な社会現象を的確に把握分析し、解決策を提示する専門的な法知識と高度な応用力の習得という理念は、ますますその意義を高めていると思います。我々としては、これまでの実績を踏まえ、その理念の今日的意義を改めて確認し、構想力と分析力はもちろんのこと、自己を相対化しうる想像力と豊かな人間性を持って、プロセスを重視しつつ他者とともに新しい物事を作り出していく能力を持った人材の育成という、今日の時代的要請に応えうる大学教育の質的充実を図ってまいりたいと思います。

具体的には、第二部廃止により生まれるリソースを活かしながら、新しい演習型授業や意欲を持った学生向けの、外国語研究文献購読の提供、さらには、卒業研究制度など、学生の主体的学びの拡大につなげる方策につなげてまいりたいと思います。

また、基幹講義科目の減少の一方で、多様なテーマでの特殊講義を実施して、学生を学

問の魅力にいざなう仕組みを組織的に行います。これをさきほどお話しした主体的な学びの方策と接続させることを検討していきたいと思います。こうした取り組みを通じて、学部ミッションにより叶った人材を社会におくりだすとともに、大学院進学者の増大をはかってまいりたいと考えております。

研究については、ヨーロッパを代表する研究機関と共同研究実績を積み重ねてきたことや、科研費の獲得状況などからも世界的なリサーチユニバーシティとしての研究力の推進が十分に期待できます。ポテンシャルのある研究拠点として、これまで以上の支援・投資をお願いしたいと思います。

(大阪市立大学)

続きまして、ロースクールにつきまして、詳細は資料に譲ることとしまして、ポイントだけを申し上げます。最初にご留意いただきたい点として、法曹養成専攻は、法曹という専門職の養成に特化した大学院でございますので、通常の学部や研究科とその質が大きく異なるということでございます。

ロースクールの場合重要な意味を持つ資料としましては、司法試験の合格率でございます。市大ロースクールの司法試験合格率は、平成18年が69.2%、平成19年が43.1%、平成20年が40.2%、平成21年が25.0%、平成22年が26.1%、平成23年が25.0%ということで、平成21年を除きまして、全国平均以上でございます。どれをとっても、全国74校あるうちで控え目に言いまして20位以内に入っております。今年は短答が終わった段階で12位でございます。合格率との関係でいえば、全国有数のロースクールであると言えます。

入学定員は60名でして、ロースクールの専任教員が14名、実務家の教員が3名おられます。他のロースクールとの比較は資料にまとめております。阪大が入学定員80名に対し、専任が27名、神戸が80名に対して34名ということで、市大は小規模でやっていることがここからも見て取れると思います。

分析的なことではございますが、市大の場合は、ロースクールの入学試験でも一定以上の競争率を確保しておりまして、全国から入学者がおります。これは、市大のロースクールが全国の法曹養成市場から一定程度の評価を受けていることを表しております。主たる理由は、全国平均以上の合格率を出していること、それとともに、入学動機などを見ますと、大阪府全体でロースクールが北部に集中しておりまして、市大が大阪南部に位置しておりますので、そういった地域特性で選択されているという付随的な要素もございます。

それから、これまでの改革の取り組みの中で、市大のロースクールは平成20年に第三者評価を受けております。認証評価基準に適合していること、かつ改善すべき点の指摘が一つもありませんでした。改善すべき点の一つも指摘されなかったロースクールは非常に少なく、そういう点でも市大のロースクールは全国的にみて優れていると言えます。

他大学と比較した分野的特徴ですが、神戸大からは、司法試験の合格率をかなり引き離されているという印象を受けておりますが、大阪大とは拮抗しております。今年の短答式

の合格者を見ましても、大阪大とほぼ拮抗しております。

課題ですが、市大のロースクールの入学定員が60名でございますので、設置基準上の専任教員数は14人、実際の専任教員数が14人と余裕がありません。しかも、司法試験の法律基本科目に配属されている教員の余裕がありません。しかも、担当者が1名のみであったり、刑訴法に至っては刑法を専門とする教員の個人的能力の高さに助けられていたりといった状況でございます。人数的には必要最小限度の教員数であるにもかかわらず一定以上の成果を出してきた一因は、ただ専任教員の能力の高さにより人数的な貧弱さを補って来たため、と申し上げるしかありません。この状況は好ましいものではなく、改善を求めていると思います。

もう一つの要因は、法律基本科目以外の教員により、質の高い講義が提供され続けていますので、学生が幅広い視点から法的思考を身につけられることが可能になっております。たとえば、ドイツ法の教員の授業が、憲法や民法など法律基本科目の理解に役に立つ、ということがございまして、相対的に日本の判例の弱点、これからの制度の在り方などを見ることができます。

ロースクールは大きく分けると2つの設置形態がありまして、法学研究科にぶら下がるものと、独立したものがあります。市大の場合は法学研究科にぶら下がる形態であり、そのことによるメリットが大きく出ていると考えられます。言い換えますと、法学研究科から独立してロースクールを組織運営していくことは不可能です。その点に御留意いただきたいと思います。

産学官連携の取り組みにつきましては、先ほど出てきました中小企業法律支援センターがございます。

今後の展開について、1つは、中小企業法律支援センターの充実でございます。この事業に全学から割り当てられる財源が年々減少しております。特に今年度は全学の競争的予算から割り当てられる資金が激減しまして、事業規模を縮小せざるを得なくなったばかりか、担当の弁護士に支払われる謝金も、全学の報酬基準に沿ったものとするのができない状態になっております。これが意味するところは、これまで一貫した相談件数がありまして、大阪市内で貴重な相談サービスを提供し続けてきたわけですが、財源が安定的に配分されることが重要であると考えます。

2点目は、市大ロースクールのプレゼンスの向上を図りたいということです。市大のロースクールは、卒業者のかなりの部分が大阪に定着していきまして、今後もこの状態が続くであろうということが期待できます。市大ロースクールは、大阪府、あるいは、今後できるかもしれない大阪都の中核をなす市域に存在する唯一のロースクールとして将来的にも重要な役割を果たすものですし、府全体で見ても、北部にロースクールが固まっている状況からも地域的独自性があると考えられます。この役割を実際に果たしていくためには、市大ロースクールにおける教育体制の改善は不可欠で、教員数の充実を強く求めます。

そうすることにより、現時点における市大ロースクールの商品価値をさらに強化させら

れますし、市大全体にとっても強化につながるのではないかと考えます。

もうひとつは、法学研究科全体の強化です。ロースクールを研究科から切り離すと非常に大きなマイナスが発生します。大半の領域が、ロースクール科目を担当する教員が学部科目も担当しています。これは、まっとうな法学部教育を行うためには、ロースクールと合わせて、最小限の人員しか配置されていない状況で、最低限の教育をするために必要であるからです。今回のヒアリングにおいて、法学研究科とロースクール別々の資料提供が求められておりますが、組織としては、名実ともに一体であり、ロースクールの教員は、法学研究科の教員という意識はありますが、ロースクールの教員という意識は薄い。

2点目、実務的にもロースクールを研究科から切り離すと困ります。特に、入試では実定法科目以外の教員が果たす役割が大きくなります。受験科目によらない幅広い観点から専門の人材養成が求められておまして、さまざまな科目のカリキュラムが検討されたり、FDで司法試験科目以外の教員と議論しながら進めていったりすることが重要ですので、そういう点で、法学研究科全体でロースクールを位置づけていただければと思います。

以上です。

■質疑応答

(新大学構想会議)

司法コース、行政コース、企業国際コース、それぞれ進路にどれくらい影響を与えているのか、ということと、ロースクールに市大司法コースの卒業生がどれだけ入っているのか、逆に言うと、司法コースの卒業生はどのロースクールに行っているのか、教えてください。

(大阪市立大学)

新3コースは平成22年度からですので、まだ卒業生が出ておりません。

それぞれのコースをとった学生の進路希望も、現段階ではまだ把握しておりません。

(新大学構想会議)

それでは、何が具体的に違うのか、もう少し説明をお願いします。

(大阪市立大学)

3コースとも法学部生が取る基本科目は共通していますが、標準科目を設定しておりまして、それぞれのコースに応じて、どういう科目をとるべきなのか、というガイドラインを示すことが、3コース制の目的でございます。

司法コースは、将来の法曹を目指すということで、とりわけ法律基本科目を中心に履修するようガイドラインを設定しております。

行政コースは、公務員などを目指す人が対象ですが、法律基本科目に加えて、政治行政

学など政策立案能力を育成するような科目を学んでもらいたい。

企業国際コースは、企業あるいはマスコミを目指す人、それから、国際化時代にふさわしい進路を目指す人ということで、政治学、国際関係法などの幅広い社会科学的な知識を習得するというので、カリキュラムマップのようなものを作成して、履修ガイダンスを行って、体系的な履修を意識させております。

（新大学構想会議）

だいたい結構ですので、それぞれ人数はどのくらいですか。

（大阪市立大学）

司法コースが半分より多かったと思います。法学部生はだいたい初めは法曹を目指すということで、だんだん抜けていくのですが、行政コース、企業国際コースが半々ではないかと思っています。

（新大学構想会議）

市大ロースクールに、市大出身者がどれくらい来ていますか。

（大阪市立大学）

だいたい未修者コースと既修者コースを合わせて10名くらいだと思います。

（新大学構想会議）

他はどういったところから来られていますか。

（大阪市立大学）

これまでは、京都大、神戸大、大阪大が多かったのですが、近年は、関関同立からの入学者が多くなっております。

（新大学構想会議）

財務関係ですが、法学部・法学研究科の財務状況ですが、資料では、運営費交付金が入っていないという状況で、授業料と入学・検定料で基本的に賄えているということですが。

（大阪市立大学）

基本的にはそうだと思います。

（新大学構想会議）

学生からの納付金で法学部は回れていると。

(大阪市立大学)

基本的にそうだと思います。財務資料は各学部にあまり開示されていなかったのですが、今回初めて見まして「黒字」であることを知りました。

(新大学構想会議)

学生の数を増やせば、教員を増やすことが可能ではないですか。

(大阪市立大学)

そういう発想も可能です。

(新大学構想会議)

特に他大学との比較をみますと学生数が神戸大より少ない。学生数を増やせば、教員を増やすことができる。そういう理解でいいですね。

(新大学構想会議)

全般的に縮小傾向にありますので。

(大阪市立大学)

法学部全体の志願者がこの10年でかなり減ってしまして、京都大や神戸大もかなり志願者を減らしているという現状で、拡大路線が、学生の質の維持とどれだけ両立するかどうかですが。

(新大学構想会議)

市大のいいところをアピールされて、よその大学を受けてほしい学生を取ってくればいいわけで。

(新大学構想会議)

どこかを吸収してもいい。

(新大学構想会議)

市大を卒業されて市大のロースクールに進学される方が少ないように思いますが、たとえば、既修者で4～6人とか、多い年は12人はありますが、去年は2人とか。これはどうしてでしょうか。

(新大学構想会議)

受験するけれども合格しないとか。

(大阪市立大学)

市大出身者も市大ロースクールを受けて、合格ラインにありますが、ロースクールの中にもきちんとした順位付けがございまして、きれいに上位から他大学のロースクールに行ってしまう。

(新大学構想会議)

全国から集まってきているわけですね。大阪南部にあるから、というような説明もありましたが。

(大阪市立大学)

大阪南部にあるからということで来ていただいている学生もおられるかと思いますが、基本的な動機づけは合格率であると考えます。そのこととの関係では、全国レベルで来るんですが、全国でも順位づけされていきますので。

(新大学構想会議)

そうしますと、市大出身の方が少なくて合格率がいいということであれば、必ずしも市大出身の方が合格しているわけではないですね。

(大阪市立大学)

どういう学生が合格するかといいますと、市大の中では、市大ロースクールの中での成績で、上位1/3に入っていると、その年に合格する率が約8割です。真ん中1/3、それ以下、とはっきりと分かります。

(新大学構想会議)

かなり合格率が高いということですが、定員が75名の2割カットで60名と、これを増やしてもいいのではないですか。

(大阪市立大学)

文部科学省から、全国的に削減の指示が出てきまして、周囲が減らしている中で増やすべきだ、という意見もありましたが、さすがに文部科学省に正面切って、それはできないということで。

(新大学構想会議)

大阪府下のロースクールに在学されている人口を見ますと、総人口に対する割合は京都などと比べて低いですね。

(大阪市立大学)

そういうデータもありますので、増やすことは理論的には可能ですが、それが外部状況との関係で実行できるかというそれはまた別の問題で、制約要因もたくさんございます。そんな中で、60名に減らしたという状況です。

(新大学構想会議)

全国の法学部が直面している問題ですが、法学部だから法曹を育てる機能は維持しないといけない、一方で、現実には企業に就職したり、公務員になったりする人が結構多い。早稲田などは政経学部と法学部と分けて、割り切ってやっている。慶応も分けています。

そういう流れの中で、公務員にかなりの人がなっていますが、行政法の先生がひとりだけとか、政治行政学も5名ですけども、全体の学生のウェイトからすると、法律だけで手いっぱいという感じに見えます。この辺りはどうでしょうか。

ご説明では基礎法だとか外国法、法学をもっとやりたいというように受け取りましたが、社会的ニーズからすると、公務員とか企業の実務家要請ニーズがあって、法学部が十分に吸収しきれていないように見えますが、どうでしょうか。

(大阪市立大学)

法学部、法学研究科のミッションで申しましたが、社会に出ていく人にとって、特に社会の変動が大きい時期ですから、実務も大きなニーズがあることも確かですが、幅広い社会科学的素養というものと、法的な思考力、これを基本において教育しようということが、伝統的に市大の法学部が重点を置いてやってきたことですので、今までロースクールに力を割いてきたこともありますので、学部では基礎法、比較法、政治行政学にもう少し力を割ければ、と思いますが、無い袖は振れませんので、やせ我慢で何とかしていくしかありませんが。決して、ニーズをすくい取れてないとは思いません。

(新大学構想会議)

私学ですと、ロースクールや法学は法学で置いておいて、それと切り離して、公共政策大学院と政治経済学部とか、経済などと一緒にしていく。市大では創造都市研究科ができていますが、そこと法学部との関係はほとんど見られない、と感じるのですが、どうでしょうか。

(大阪市立大学)

確かに、創造都市研究科には政治学者がひとりおられますが、特に組織的な関係はございません。

法学部、法学研究科の教育研究に関して言えば、もともとなぜ政治学が法学部にあるかというと、近代大学ができた際に官吏養成のために海外の制度を勉強するためには法律だけでなく政治もいるということで、旧帝大で政治学講座が法学の中におかれたという、そういうことに源があると思いますが、その伝統の中で、基礎法研究と政治学研究がタッグを組んで、これまでいろんな教育研究をしてきたメリットについて、高く評価しております。ドイツ・フライブルク大学とのシンポジウムにおきまして、私は政治学者として中心的に携わっておりますが、そのことが非常にドイツのカウンターパートから面白いシンポジウムを行っているという評価もいただいております。実定法、基礎法、政治行政学が一つのサークルとして機能しているのが市大法学部・法学研究科の重要な特徴になっていて、強みになっていると考えております。

政治学が法学部がないといけないのかというと、それはいろんな意見があると思いますが、政治学の分離は、市大がこれまで培ってきたポテンシャルを損なうことになるのではないかと思います。

(新大学構想会議)

それで敢えて申しますが、今おっしゃったことは、まさに關一市長がやらないとおっしゃった「国立大学のコピー」そのものではないんですか。

(大阪市立大学)

そう言われたらそうなのかもしれませんが、何かが一緒だからコピーだという考えはあまり意味がない。

(新大学構想会議)

国立の法学部のミニチュアではない証拠、というのはどこにありますか。

(大阪市立大学)

国立大学の法学部は、ロースクールを全国的に作って、実務教育にシフトした形になってきております。これは私見ですが、公立大学は国立と私学の狭間にあって、一定の自由の余地が設置者の理解次第では得られる、といういいところがあります。

今、実務に傾斜していて、公共政策系の大学院を作ったりして、政治系の人を移したりして、今までの学問コミュニティが国立大学では失われている気がします。ですから、クラシックと言えばクラシックですが、アカデミックな大学であり続けることが、却って個性になるのではないかと考えています。

(新大学構想会議)

教育という観点から3つ伺います。

まず1点目は、「自己を相対化し〜」という人材育成目標ですが、書いてあることを学生や受験生、市民が見て理解できるとは思わない。かなり思い入れがあって書かれているのでしょうか、一般人にはなかなか理解できないのではないかと。そのあたりをわかりやすく簡潔に説明してもらいたい。

2点目は、専門演習についてですが、ゼミは任意であるように読めるのですが、開かなくてもいいのでしょうか。それから、卒論を書くゼミなのかどうか、ゼミの中身を教えてください。

3点目は、ロースクールにかかわりますが、一体化という説明がありましたが、ロースクールでは試験対策的な内容が濃くなるのではないかと想像していたのですが、民法を学部生に教えるにしても、レベル感が違うと思いますが、それがいいんだということを強調されていたのですが、教育をする点ではどうしていいのか。

(大阪市立大学)

1点目ですが、これは法学部が対外的に公表しているものと完全に一致しているわけではありません。「相対化しうる想像力と豊かな人間性」というのは、アドミッションポリシーにも記載しておりますが、「プロセス〜」以下は私の考えでして、「自己を相対化する」ということは、最近の学生と授業やゼミで接していても、自分の考えを絶対的なものとしているとか、あるいは、どこかに結論というものがないかと探しまわっている学生が多く見られます。

自分の考え、あるいは日本で常識とされている考え方が、必ずしも常識ではないんだということ、さまざまな問題に触れて自分の考えが正しいのかと疑える人間、それが「相対化しうる想像力〜云々」ということですが、「プロセスを重視〜」ということもそれとかかわってきますが、自分の意見は絶対的なものではないということであれば、他者の批判に対して開かれていないといけませんので、人と議論を積み重ねていって、協同して何かを達成するというのが、これからの時代に求められているのではないかと、という私の考えです。

(新大学構想会議)

アドミッションポリシーというのは、カリキュラム構成などに関わってくるわけですから…

(新大学構想会議)

この議論はあまり詰めていっても、生産的であるように感じませんが、これはもう、説

明する側の哲学ですので、お任せするしかありませんので。

(大阪市立大学)

2点目ですが、基本的には全教員が開講することになっていましたが、ただ、ロースクール設置した際に、法律基本科目を担当している教員の負担があまりにも過重になっておりましたので、かなりの数を提供していないと学生にとって問題であることは重々承知しておりますが、法律基本科目のゼミが開かれないということにならないよう留意しながらも、一定の範囲内で、ロースクールを担当している教員をゼミ担当者からはずすかたちでカリキュラムを組んできております。

卒論は、大阪大学や京都大学などでもそうだと思いますが、法学部で卒業論文を課していないところが多いと思いますが、市大もこれまでは課してきておりませんでした。学問をやったと思えるような学生を輩出していくことに力を入れていきたいと考えています。一部のゼミで、単位修得の前提として課しておりますが、制度ではありません。

(大阪市立大学)

3点目ですが、ロースクールの場合、カリキュラム編成が固定されていまして、法律基礎科目と、法律実務基礎科目と、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目から、それぞれ何単位かとの必要がありまして、それぞれの教員を手当てしないといけない。他のロースクールであれば、他の教育科目を開くだけの人数を揃えればいいわけですが、市大の場合はそれができないので、一体型の教育をせざるを得ない。形式的な理由はそういったことですが、法律基礎科目以外の教員の質も高いもので、学生にとっても、非常に有益な教育がなされていて、そのことが司法試験の合格率に反映されているのではないかということです。

(新大学構想会議)

国立大はロースクールを作るときに人を配置してもらえたんです。私立は授業料が高いですよね。公立は必要な人材も財源も措置されなかった。そのなかでやっているわけだから、なかなか無理があります。結局、過剰労働と有能性で対抗しているということでしょう。確かに、一緒にやると、官僚が作ったようなカリキュラム以外の人がやると、却って高くなる。他にどこかあるんですか。

効率主義でやると教養ある人間が育たないと私は思います。ある程度、余裕のあるところで、幅広い授業をやると、それが専門に生きてくるというか。そういう意味ではぎりぎりですよね。

公立大学では、私も北九州市立大学で作ろうと思っても無理なんです。設立団体がそのために特別支援でもしてくれない限り。

(新大学構想会議)

ロースクールというのは、もっとも効率的に法を扱える人間という観点で育成するものですから、あまり思想とかそういったものは必要ないですね。

(新大学構想会議)

そうではなくて、それ以外の知識がないんですよ。

二部の廃止で一部の学生数を増やしましたよね。何人増やしましたか。

(大阪市立大学)

15人増やしました。

(新大学構想会議)

授業料が倍になりますよね。その増収分はどこに行ったのかということですが、北九州市立大学では、その増収分の6割を教員人件費に充てました。

(大阪市立大学)

そういう措置はなかった。

(注：法学部は、二部定員の半数を一部定員として増やしたため、実質的な授業料等の増額はなかった。)

(新大学構想会議)

二部がなくなったけれど一部が増えていれば、その分が増収になるはずです。それを計算して、人が取れないかとか。

あと、大阪府立大学には法律、政治の教員は全くいないんですか。

(大阪市立大学)

若干います。

(新大学構想会議)

その辺をもう少し、検討の余地がありますよね。人が足りないということですから、どこからか財源か人を探してこないと。いくら待っていてもどうしようもありません。国立は人が来ました。私立は授業料でとれる。公立は何もないですから。

公立は他にやっているところはあるんですか。

(大阪市立大学)

首都大学東京だけです。

(新大学構想会議)

合格率はどちらが高いですか。

(大阪市立大学)

首都大学東京のほうが高いです。

(新大学構想会議)

首都大学東京は大合併したんで、人がかなり余裕あるのだろうと思います。短大系の人とか。だから、ここは人がいない中でよくやっているな、と思いますが。

(新大学構想会議)

卒業生の就職率が、平成22年度が70%とドーンと下がっていますね。就職希望の未定者のうち、1/3が司法試験浪人だということでしたが、そうすると、残りの、20%くらいの人はどうなってしまったんですか。ものすごい数ですよ。他の学部ではなかったと思うんですが。

(大阪市立大学)

就職していない人間も一定数おりますけれども、あまり把握できておりません。他大学についても調べてみましたが、神戸大学の法学部でも、その他というものが2割程度占めております。

(新大学構想会議)

どういった状況が想定されますか。

(大阪市立大学)

公務員試験ですとか、教員採用試験もあるかもしれません。届け出のない人も含まれていますので、完全には分かりません。

(新大学構想会議)

中小企業法律支援センターですが、充実しないといけないということですが、これはお金を取っているんでしょうか。授業に必要だからやっているのか、位置づけがはっきりしていない様に思いますし。元々は補助金で始められたということですから、それがなくなって、継続のために資金が必要なのか。しかし、それだと「法テラス」から30件ほど紹介を受けていて、きちんとお金を取って、ある程度それで回すようにするとか、運営の工夫があるように思うんですが。

（新大学構想会議）

関連質問ですが、中小企業法律支援センターの紹介機関というのは、紹介された機関なのか、紹介される機関なのかどちらでしょうか。

（大阪市立大学）

まず、「紹介される」機関です。「中小企業法律支援センターがありますよ。」と紹介されている状態です。

確かに、相談者からお金は取っていません。それで、一つの効用は教育ですので、「法テラス」とは関係のない話です。もうひとつは、このプロセスの中で、相談を受ける相手方がそのメリットを感じているからこそ、一定の相談者数が確保されています。我々としては、この教育が重要ですので、続けたいという思いですが、それは「法テラス」では代替できません。もうひとつは、相談者にとっての意義がないのであれば…

（新大学構想会議）

逆に受け止められておられますが、「法テラス」は無料ですよ。きちんとした価値のある相談を行っているのであれば、こちらは無料でなくても有料にして、カリキュラムでもありますし、きちんとした運営をしていく必要があるのではないのでしょうか。

「資金をくれ。」と言い続けるよりは、社会にとって価値のある事業を行っているのであれば、運営の仕方として、その対価を受けるのは当然だと思います。「法テラス」は無料の相談機関で、そこから投げられて無料で相談を受け付けて、「運営費をくれ。」というのは、運営の仕方に工夫がないと思います。

（大阪市立大学）

教育の一環としてやっているということが基本にありますので、そこは見解の相違ではないかと思います。

（新大学構想会議）

大学病院も、教育の一環として、研修医や学生が来ていますけれども、きちんとお金を取っています。そういったところも考えて運営されたらどうですか、というサジェスションです。

（新大学構想会議）

無料だからこそ意味があるのだし、レベルが高いものから低いものまで全部受けますから。有料にすると、価値の売買になりますから、素人の学生が市民を相手にしている中で、お金の話ができるかどうか。

都市研究プラザの話を聞いて、今の法学研究科の話を聞いていますと、一体、各学部が自分の専門知識を持ち寄って地域住民にいろんな形でやっているのに、全部関係ないんですよね。文学部の都市住民の包摂ですとか、地域に大学として入っているのに、各学部ごとの問題意識で入っているというのは、大学という組織は、組織として一体何なんだろうという。都市研究プラザの事業の一つとして、地域の無料法律相談をされていていいわけですし。おそらく、医療も栄養相談などをされているんじゃないかと思いますが、組織として対応しないで、都市プラザは全学の代表だと言っているけれども、法律相談も地域住民のためのものですよね。

(大阪市立大学)

都市プラザも運営委員は出しております。

(新大学構想会議)

大学の縦割り構造は重々承知で申し上げておりますので、もっとも不得手なことです、一緒にやればいいのに、と思うんです。それで別々にお金を要求されてもね、ということです。

時間ですのでこの辺で。

以上